


所管部課	総務部 職員課	部長	阿部 晴彦	
件名	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について			
		区分	○	1 審議事項
				2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例		
	部課機関			
1. 要旨				
1) 改正の要旨				
<p>職員の長時間労働の是正に対する取り組みとして、時間外勤務の上限の設定等について規定するため、改正を行うものである。</p>				
2) 主な改正内容				
<ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務の上限設定：1月について45時間、1年について360時間 ・他律的業務の比重が高い部署に勤務する職員の時間外勤務の上限設定：1月について100時間未満、1年について720時間 ・大規模災害への対処その他重要な業務であって、特に緊急に処理することを要するものに従事する職員に対する時間外勤務の上限設定は、適用しない。 ・任命権者は、規則に規定する時間数等を超えて時間外勤務を命ずる必要が有る場合は、必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限配慮するとともに、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。 				
3) 施行日等				
令和2年4月1日				
4) 影響及び効果				
時間外勤務の上限設定について、国家公務員等と同様の措置が図られるとともに、職員の時間外勤務の縮減に向けた取り組みが図られる。				
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)				
令和2年3月19日 職員組合から同意書を受理 文書課審査済				
3. 留意事項 (問題点等)				
4. 主管部処理案 (検討結果等)				
庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。